

愛知県自転車活用推進計画の概要

1. 自転車活用推進計画について

計画策定の趣旨

- 2017年5月に「自転車活用推進法」が施行され、国は2018年6月に自転車活用推進に関する基本計画として、2020年度を目標年次とした「自転車活用推進計画」を策定した。
- このような国の動きを踏まえ、愛知県の実情に応じた自転車活用推進に関する施策を定めることを目的として、本計画を策定する。

計画の位置づけ

愛知県の自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として位置付ける。「都市環境」「健康」「観光」「安全」に関する関連計画と相互に連携することで本計画の目的達成を目指していく。

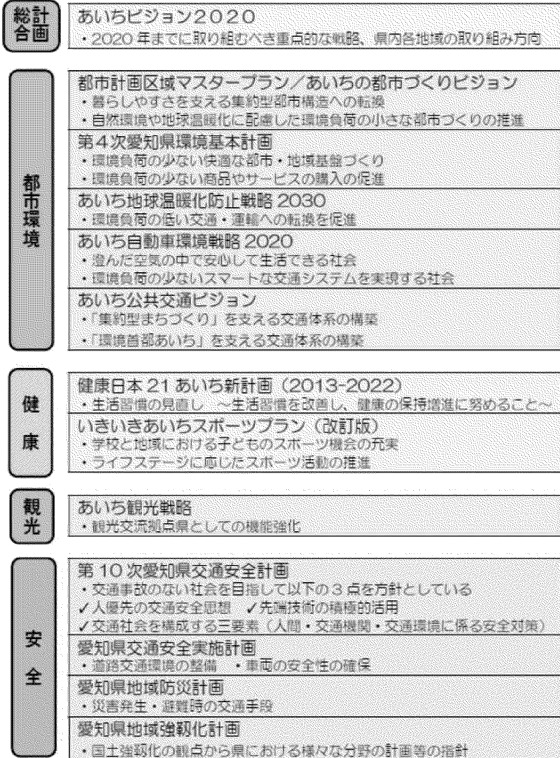
計画期間

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)を見据え、2026年度までとする。
また、計画期間の中間となる2022年に見直しを行う。

<国の上位計画・手引き等>

- 自転車活用推進計画(2018年6月)
- 地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)(2018年8月)
- 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(2016年7月)

<県の関連計画>



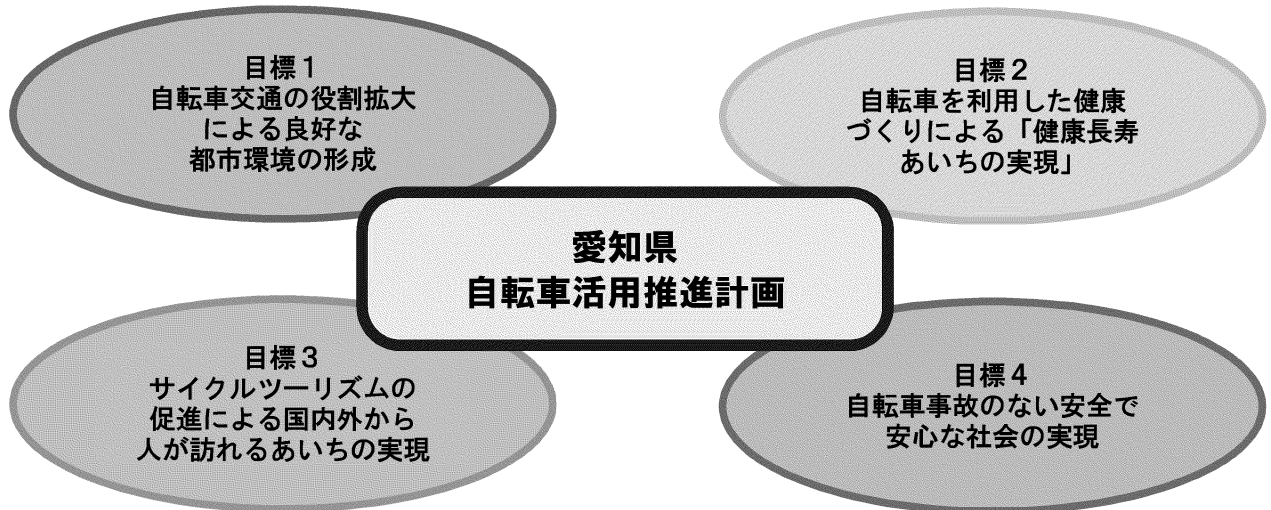
愛知県自転車活用推進計画

2. 基本理念と計画目標

基本理念

元氣と暮らしやすさを育む
安全で快適な自転車利用の推進

計画目標



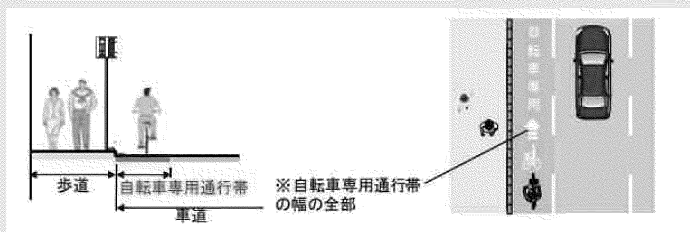
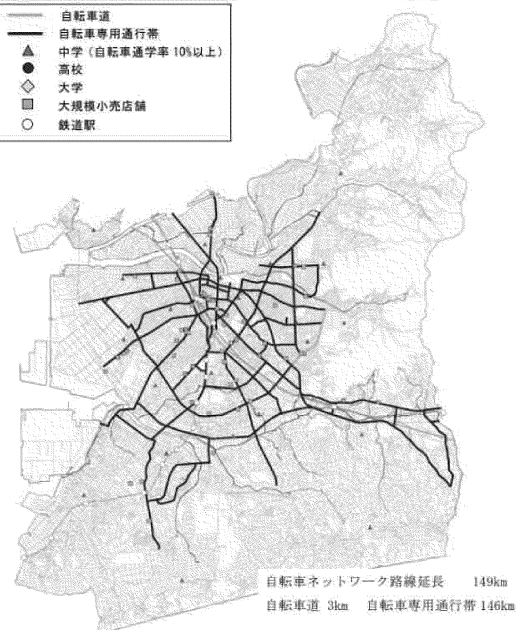
3. 計画目標と施策

- 4つの計画目標を踏まえた16の施策を定め、その施策実現のため、各施策の下に計画期間中に講ずる55の具体的な措置を定めた。

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	
施策1 <u>自転車通行空間の計画的な整備の促進</u> 県内市町村における自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進する。	(7 措置)
施策2 <u>違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保</u> 自転車通行空間上の違法駐車取り締まりの推進等により、自転車通行空間の確保を促進する。	(4 措置)
施策3 <u>地域のニーズに応じた駐輪場の整備促進</u> 県内市町村との連携により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を促進する。	(2 措置)
施策4 <u>環境にやさしい交通手段としての自転車の利用促進</u> 環境負荷の小さな交通手段である自転車の利用を促す広報啓発を実施する。	(1 措置)
施策5 <u>シェアサイクル等の普及促進</u> シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクル等の普及を促進する。	(5 措置)
施策6 <u>生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備</u> 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施する。	(3 措置)

【ポイント】 施策1 自転車通行空間の計画的な整備の促進

- ① 2022年までに、自転車に関係する交通事故が多い市町村を中心に、**自転車ネットワーク計画策定に向けた検討**を実施し、県はその技術支援を行う。
- ② 自転車ネットワーク計画において定められた路線を中心に**自転車通行空間整備**を推進。
- ③ 各市町村の自転車ネットワークの形成に合わせて、横断的な機関において**都市間の自転車ネットワーク形成に向けた検討**を実施。



- ② 自転車通行空間の整備イメージ
・自転車専用通行帯の場合

- ① 自転車ネットワーク計画の事例
＜豊橋市自転車活用推進計画＞

目標 2 自転車を利用した健康づくりによる「健康長寿あいちの実現」

施策 7 サイクルスポーツ振興の推進

公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進する。 (1 措置)

施策 8 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進

自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進することにより、運動習慣者の増加を図り、県民の健康寿命の延伸につなげる。 (2 措置)

施策 9 自転車通勤の促進

広報啓発により、自転車通勤等を促進する。 (1 措置)

目標 3 サイクルツーリズムの促進による国内外から人が訪れるあいちの実現

施策 10 国際的なサイクリング大会等の推進

関係者が連携して、2026年に開催する第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)において、自転車競技を実施し、サイクルスポーツの普及・振興を図る。 (2 措置)

施策 11 世界に誇り、広く利用されるサイクリング環境の創出

官民が連携した走行環境の整備や、サイクリストの受入環境の整備等により、世界に誇り、広く利用されるサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進する。 (6 措置)

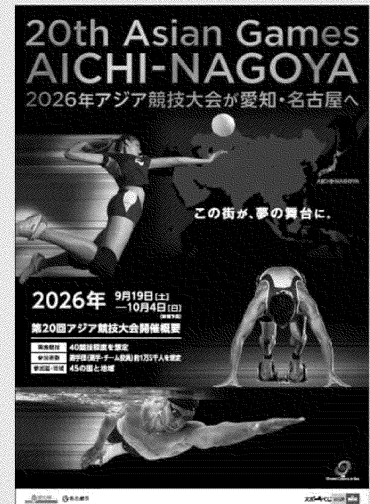
【ポイント】 施策 10 国際的なサイクリング大会等の推進

- ① 2026年に開催する第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)において、自転車競技を実施する。

【ポイント】

施策 11 世界に誇り、広く利用されるサイクリング環境の創出

- ① 先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを設定し、協議会においてサイクリストの受入環境整備、魅力づくり、ICTを活用した情報発信を行う。
- ② 太平洋岸自転車道について、2020年までに路線全体を繋ぐ整備を行うとともに、世界に誇るサイクリング環境の創出を図る。



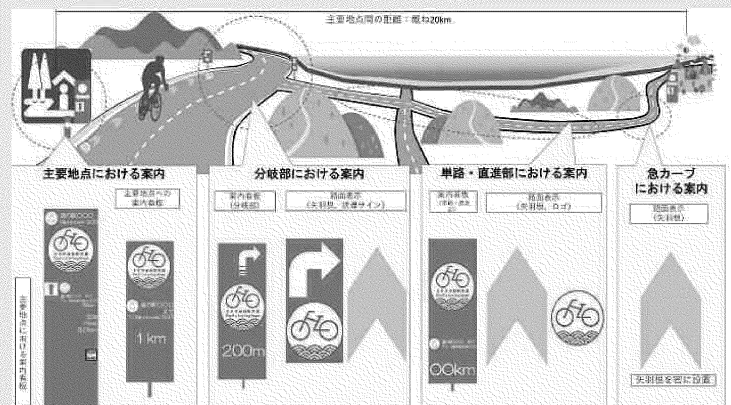
第20回アジア競技大会 (2026/愛知・名古屋)



太平洋岸自転車道ルート (2019年3月時点)



サイクリストの受入環境整備事例



太平洋岸自転車道において路線全体を繋ぐ整備を行い、サイクリストの受入環境を整える。

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策12	自転車の点検整備の促進等 安全で安心な自転車利用環境の実現に向け、自転車の点検整備の広報啓発等を推進する。	(4 措置)
施策13	自転車の安全利用の促進 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進する。	(12 措置)
施策14	学校における交通安全教育の推進 自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教育の開催等を推進する。	(3 措置)
施策15	【再掲】自転車の通行空間の計画的な整備の促進 安全で安心な自転車利用環境の実現に向け、自転車通行空間の整備を促進していくとともに、自転車の利便性向上を図る各種取組について検討していく。	(3 措置) [再掲]
施策16	災害時における自転車活用の推進 災害時における自転車の活用を推進することにより、危機管理体制の強化及び地域社会の安全・安心の向上を図る。	(2 措置)

【ポイント】

施策13 自転車の安全利用の促進

- ① 「自転車安全利用五則」を活用し、歩行者や他の車両に配慮した通行、歩道通行時におけるルール等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を図る。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

4. 計画の進め方

計画の推進体制、フォローアップ

- 本計画に定めた目標を達成するためには、県の関係部署、関連団体がそれぞれ役割を担い、連携して施策の推進を図る必要がある。本計画に関連する施策は多岐にわたることから、「(仮称)愛知県自転車活用推進計画に係る連絡調整会議」を設置し、継続的に取り組む。

(仮称) 愛知県
自転車活用推進計画
に係る連絡調整会議

(県の関係各課長により構成)

- 施策の推進状況の共有
- 市町村等の取組み支援

【毎年度の取組み】
各施策の進捗状況等に関する
フォローアップを実施 ⇒結果公表

愛知県建設局道路維持課施設整備グループ

TEL : 0 5 2 - 9 5 4 - 6 5 4 0 Mail : douroiji@pref.aichi.lg.jp